

第73回  
租 税 研 究 大 会  
ご 案 内

公益社団法人日本租税研究協会

# 第73回 租税研究大会

(開催日程)

令和3年9月13日(月)～14日(火) オンライン(Webinar(Zoom))によるライブ配信



宗岡会長

公益社団法人日本租税研究協会  
会長 宗 岡 正 二



例年、秋に開催しております租税研究大会は、当会創立以来今回で73回目を迎えることとなりました。

これもひとえに会員の皆様並びに関係各位の一方ならぬご支援・ご協力の賜物と心から厚くお礼申し上げます。

さて本年度は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、オンラインによるライブ配信により、9月13日(月)～14日(火)に開催いたします。

ご多用中のところ、誠に恐縮でございますが、多数の皆様のオンラインによるご参加を賜りますようご案内申し上げます。

# 目 次

第1日 9月13日（月曜日）

報告：収益認識の諸相－法人税法からの問いかけ

午前10時30分～12時 1頁

会長挨拶 日本製鉄(株)相談役

宗 岡 正 二

午後1時30分～1時35分 2頁

討論会1：税制改革を巡る現状と課題

午後1時40分～3時40分 2頁

第2日 9月14日（火曜日）

討論会2：消費税率引き上げ後の財政と社会保障（財政経済研究会報告）

午前10時～12時 3頁

討論会3：国際課税を巡る現状と課題

午後1時30分～3時30分 4頁

# 第1日 令和3年9月13日（月曜日）

## 報告：収益認識の諸相—法人税法からの問いかけ

午前10時30分から12時

〈敬称略〉

報告者 京都大学大学院教授

岡村 忠生

### = 報告要旨 =

本年4月から収益認識基準（企業会計基準第29号）の本格適用が始まりました。法人税法は、平成30年度改正で22条4項（公正処理基準）に「別段の定めがあるものを除き、」の文言を挿入したことなどにより、対応は済ませていると考えられます。しかし、公正処理基準そのものは残されており、確定決算主義（損金経理要件）が存在することなど、法人税法の所得計算は企業会計をなお色濃く映しています。さらに、あまり指摘されていないことですが、株主と法人との課税関係の規律で最も重要な概念である「剰余金の配当」（法人税法23条1項1号）には、法人の会計処理がそのまま用いられています。

国際課税に目を向ければ、収益認識基準の背景にあるIFRSが、OECDブループリント第1の柱のAmount Aや第2の柱のGloBEルール（Global Anti-Base Erosion Rules）のベースである連結財務諸表利益の算定の準則とされ、新たな脚光を浴びています。

本報告では、IFRS 15（Revenue from Contracts with Customers）やIFRS概念フレームワークにおける「収益」と「認識」の考察から出発し、剰余金の配当の意義やOECD2つの柱における連結財務諸表の利用について検討を加え、法人税法にとっての収益認識の意味を再考します。

会長挨拶

午後1時30分から1時35分

日本製鉄(株)相談役

〈敬称略〉  
宗 岡 正 二

討論会1：税制改革を巡る現状と課題

午後1時40分から3時40分

司 会：明治大学専門職大学院教授

〈敬称略〉  
岩 崎 政 明

参加者：財務省主税局長

総務省自治税務局長

甲南大学教授

(株)三菱UFJ銀行特別顧問（租研副会長）

住 澤 整

稲 岡 伸 哉

足 立 泰 美

平 野 信 行

= 討論会要旨 =

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いていますが、今後、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がありますと見られています。

政府が6月に発表した「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針）」では、当面の経済財政運営について、政府は、決してデフレに戻さない決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指すこととされました。

財政運営については、「経済あつての財政」との考え方の下、デフレ脱却・経済再生に全力で取り組むとして、2025年度のPB黒字化という財政健全化目標を堅持するとしたものの、本年度内に目標年度の再確認を行うこと

とされました。

一方、令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されました。また、将来の成長に向けた投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例、研究開発税制の見直し、株式対価M&Aを促進するための措置の創設などが行われました。納税環境整備の分野においては、電子帳簿等保存制度の大幅な見直しが図られています。

経済財政運営の喫緊の課題に加え、少子高齢化に伴う社会保障制度の継続性への懸念や、巨額の債務を抱える財政問題という構造的な課題が依然として深刻な状況にあるなか、今日の我が国における税制改革を巡る現状と課題について討論を行います。

## 第2日 令和3年9月14日（火曜日）

### 討論会2：消費税率引き上げ後の財政と社会保障 （財政経済研究会報告）

午前10時から12時

〈敬称略〉

司 会：慶応義塾大学教授

小 澤 太 郎

参加者：お茶の水女子大学教授  
慶応義塾大学教授  
慶応義塾大学教授  
一橋大学大学院教授

大 森 正 博  
駒 村 康 平  
土 居 丈 朗  
山 重 慎 二

#### = 討論会要旨 =

2014年の4月に8%に引き上げられた消費税率は、2度の延期を経て2019年の10月に10%へ再度引き上げられました。しかし、「消費税率は10%に引き上げられたのだから特に問題はないとはとても言える状況にない」というのが、本研究会における現状認識です。

わが国の税制改革を回顧すると、2010年代の所得税、法人税及び消費税の3つの基幹税の改革は、80年代末の抜本税制改革以来の税制改革でした。消費税率の引上げと併せて全体として租税による資源配分の歪みを是正したものと評価されます。その上で、今後の税制改革の展望としては、消費税率の早期の更なる引上げを図ることで、経済厚生が悪化やGDP減少の影響を最小化し、最終的に引き上げなければならない税率をより低く留めることが可能になると考えられます。

また、今回のコロナ禍を通して様々な問題が露わになってきました。コロナ禍により人口減少、高齢化が加速し、将来的に現行年金制度が維持できなくなり、特に基礎年金の給

付水準が大幅に下落しかねません。また、日本の医療システムは機能・役割分担が不十分で、非常時には計画的、集権的に連携できない欠点をもっていることが明らかになりました。また、コロナ禍が次世代の成長格差、学力格差を拡大し、固定化してしまう可能性もあります。今後はSDGsの視点に立った社会保障制度改革が経済成長を回復する道であると考えられます。

当財政経済研究会は、月1回のペースで約2年に亘り、以上のような諸課題に対する研究成果を各メンバー、外部講師の方々から報告を受け議論を重ねて参りました。租研大会では、現状の財政・税制、社会保障政策の課題を今一度洗い出し、財政学、社会保障論、公共経済学等の知見に基づき、手遅れにならないうちに我々が一体何をしなければならないのか、真摯に議論を尽くすことで、2020年代のあるべき財政と社会保障についてご来場の皆様方と共に考えたいと思います。

## 討論会 3：国際課税を巡る現状と課題

午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

〈敬称略〉

司 会：一橋大学大学院教授

吉 村 政 穂

参加者：財務省主税局参事官

木 原 大 策

千葉商科大学大学院客員教授

青 山 慶 二

早稲田大学大学院教授

渡 辺 徹 也

三菱商事株主計部税務チームリーダー

幸 福 健太郎

### = 討論会要旨 =

近年、経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も複雑化・多様化しており、このような経済社会の実態の変化に伴い、国際課税のあり方が重要課題となっています。

2015年に税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトの最終報告書がOECD租税委員会より公表されて以降、包括的にBEPSに対応する諸措置が勧告され、各国の税制の調和を図るとともに国際課税ルールを経済活動の実態に即したものとすることとされています。

日本をはじめとする国や地域は、BEPSプロジェクトへの対応策や税の透明性と情報交換等により、国際的な企業間において公正な競争条件が整い、納税者の公平感や税制に対する信頼が確固たるものになると考えられることから、実施に向け、各国の国内法制化や条約改定作業等により適切に対応していくこととされ、今日まで各種のアップデートが着実に進んできました。

また、BEPSに対処するための新たな包括的枠組（OECD/G20 Inclusive Framework

on BEPS）はOECD加盟国をはじめとした139を超える国や地域が参加しています。

他方、同プロジェクトにおいて継続作業とされた経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応については、昨年以前からの国際的フォーラムにおける継続作業の結果、本年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、法人課税の新しい枠組みに合意がされています。法人課税の新しい枠組みの2つの柱として、①工場や支店がなくてもサービス利用者がいる場合に市場国が課税権を行使できること、②最低法人実効税率を少なくとも15%以上とすることの2つが掲げられ、本年10月のG20首脳会合での最終合意に向け、国際課税の状況はこれまでにない変革期を迎えています。

本討論では、日本における最近の国際課税の状況を概観し、G7、G20やOECDなどの国際会議や国際機関における議論の動向等を踏まえ、国際課税への取組みの現状、課題、展望について討論を行います。

## 【租研会員向け 第73回租税研究大会の申込みについて】

### 1. 申込から視聴までの流れ

- ①8月下旬： a 『当協会ウェブサイト (https://www.soken.or.jp/)トップページのお知らせ欄』に『第73回租税研究大会のご案内』を掲載  
b 上記a『当協会ウェブサイトのご案内』と併行して、通常の会員懇談会と同様に、EメールまたはFAXでもご案内
- ②8月下旬以降～申込み期限まで 上記ご案内以降、当協会ウェブサイトより申込み可能  
\* トップページ上の『会合案内ー参加申し込みー会合参加申し込みログイン』画面からお申し込みいただきます。  
\* お申込み時に「メールアドレス」をご登録いただけない場合、下記④のご連絡ができませんので、**必ずメールアドレスを記載**いただけますようお願い申し上げます。  
\* ご不便をおかけしますが、FAX・電話でのお申受けは行いません。
- ③9月8日(水) **申込み期限**
- ④9月9日(木)または10日(金) **Webinar (Zoom)利用事前準備**  
**申込み締切り後、当協会より、アクセス方法(URL)および資料等を申込み時にご登録いただいたEメールアドレス宛にご連絡**
- ⑤租研大会当日 **Webinar(Zoom)によるライブ配信・視聴**  
上記④でご連絡したURLにアクセスすることにより、視聴が可能

### 2. 申込時の留意点(租研会員の場合)

**①会員参加申し込みログイン画面における会員IDおよびパスワードは以下のとおり。**

**会員ID：soken      パスワード：2021taikai**

②本大会は、東京税理士会、関東信越税理士会および日本公認会計士協会の認定研修として認可済です。また近畿税理士会には申請中です。

当協会から各会への「受講報告」を希望される方は、申込みフォーマットの備考欄に

- ・『所属税理士会名、支部名、税理士No.』
- ・『公認会計士協会研修登録番号』

を記入いただきますようお願いいたします。

**なお、お申込みに関する詳細につきましては、上記1.①bのEメールまたはFAXに記載していますので、併せてご参照ください。また、本件に関する最新の情報は『当協会ウェブサイトトップページのお知らせ欄』に掲載させていただく予定ですので、ご確認願います。**



(参考) 当協会ウェブサイト (https://www.soken.or.jp/)

【当協会ウェブサイト・トップページ画面】



(注) Japan Tax Association (日本租税研究協会 英文名称)

【当協会ウェブサイト・会合参加申し込みログイン画面】





\*\*\*\*\*

プログラムの内容は、都合により一部変更することもありますので、  
予めご了承ください。

令和3年8月

\*\*\*\*\*

### 第73回租税研究大会

公益社団法人日本租税研究協会 事務局

〒100—0005

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号新東京ビル2階241区

E-mail [j-tax-as@soken.or.jp](mailto:j-tax-as@soken.or.jp)

当協会ウェブサイトURL <https://www.soken.or.jp/>

\*\*\*\*\*

